

事 務 連 絡  
平成 26 年 3 月 14 日

一般社団法人 日本食品安全協会 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

「「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質  
(原材料)」の食品衛生法上の取扱いの改正について」の一部改正に  
ついて

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管  
部(局)長等あて通知したことを御了知いただくとともに、貴会会員等関係者  
に対する周知方お願いします。

